

平成 13 年 4 月 1 日制定（国空機第 887 号）
平成 23 年 6 月 30 日一部改正（国空機第 282 号）
令和 2 年 6 月 17 日一部改正（国空機第 285 号）

サーキュラー

国土交通省航空局安全部航空機安全課長

件名：「計器航法による飛行」の目的に使用する方向探知機及び VOR 受信装置の取扱いについて

1. 目的

型式承認又は FAA の TSO（及び同等の規格）を取得していない方向探知機及び VOR 受信装置の取扱いを定めるのを目的とする。

2. 一般

型式承認又は TSO（及び同等の規格）未取得の方向探知機及び VOR 受信装置であって、従来 IFR が不可となっていた機器であっても、第 3 項の技術基準に合致する機器にあつては、「計器航法による飛行」に使用して良い。

但し、「計器航法による飛行」に使用可となった機器であっても、「計器飛行」及び「計器飛行方式による飛行」に使用してはならない。

3. 技術基準

3-1 方向探知機の精度

方向探知機の飛行試験による指示誤差は全方位 $\pm 5^\circ$ 以内でなければならない。

3-2 VOR 受信装置の精度

VOR 受信装置の飛行試験による指示誤差は $\pm 5^\circ$ 以内でなければならない。

3-3 方向探知機及び VOR 受信装置共、飛行試験による指示誤差以外の規定は耐空性審査要領及び「無線通信機器検査要領」（TCI-6-016-76）並びにその後の改訂版によるものとする。

4. 重要装備品の取扱い

方向探知機及び VOR 受信装置のうち、「計器航法による飛行以外の有視界飛行」に使用するものを除き、受信機、指示器、及びアンテナ（但し、回転機構を有するループアンテナに限る。）は航空法第 18 条の規定にもとづき重要装備品の取扱いを受ける。従って、それぞれの機器は予備品証明対象部品となる。

5. 承認の方法

「計器航法による飛行」の目的に使用する方向探知機及び VOR 受信装置の承認は次による。

5-1 次回の耐空検査における飛行試験の結果、その指示誤差及びその他の値が耐空性審査要領及び「無線通信機器検査要領」（TCI-6-016-76）の規定に合致

していることの確認を検査官より受け、かつ、飛行規程の改訂を行うこと。

5-2 最近の耐空検査時の飛行試験結果により、その指示誤差及び、その他の値が耐空性審査要領及び「無線通信機器検査要領」(TCI-6-016-76)の規定に合致していることを、検査官より、書類審査による確認を受け、かつ、飛行規程の改訂を行うこと。

5-3 前項(5.2)により承認を受ける場合は「飛行規程/運用限界等指定書改訂申請書」を提出しなければならない。

6. 標 識

6-1 「計器航法による飛行」が認められた場合は次の標識を操縦士の見やすい場所に表示する。

計器飛行	不 可
計器飛行方式による飛行	不 可
計器航法による飛行	可

6-2 「計器航法による飛行」が認められない場合は次の標識を操縦士の見やすい場所に表示する。

計器飛行	不 可
計器飛行方式による飛行	不 可
計器航法による飛行	不 可

附 則

1. 本サーキュラーは、平成14年4月1日から適用する。
2. 本サーキュラーは適用日前にTCL-124-76に基づき装備が既に認められていた方向探知機及びVOR受信機並びに航空機に限り適用する。
3. 本サーキュラーにより、TCL-124-76「計器航法による飛行」の目的に使用する方向探知機及びVOR受信機の取扱いについては廃止する。

附 則 (平成23年6月30日)

1. 本サーキュラーは、平成23年7月1日から適用する。

附 則 (令和2年6月17日)

1. 本サーキュラーは、令和2年6月18日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機検査官

〒100-8918	東京都千代田区霞が関 2-1-3
電話番号	03-5253-8735
FAX	03-5253-1661